

北陸不動産公正取引協議会 2022年度 事業計画

(2022年4月1日から2023年3月31日)

依然として続くコロナ禍により、新しい生活様式が推奨される中でリモート等の非対面手法が定着し、広告手段についてもSNSへの掲載等ウェブを利用した掲出が増加傾向にある。

このような状況の中、当協議会では、不動産公正取引協議会連合会及び他地区協議会と連携し、一般消費者に対する適正かつ公正な不動産情報の提供及び不動産広告に対する信頼性の向上並びに不動産取引の活性化を図ることを目的に据え、不動産の表示に関する公正競争規約及び不動産における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の積極的な普及啓発及び会員事業者の一助となる事業を遂行することにより、時勢に応じた取引需要の喚起に繋がるよう努める。

特に、9月1日に施行が予定されている改正表示規約及び同施行規則の周知に注力すると共に、社会問題となっている「インターネットによるおとり広告」についても、他協議会で連携が進んでいる「ポータルサイト広告適正化部会」との協力体制の構築に向け、引き続き情報収集・調査研究を行って参りたい。

以下、事業計画を詳述する。

1 運営体制の充実

各構成団体事務局等との連携・情報共有を密にし、より充実した運営体制の構築に努める。

2 諸会議への参加

公正競争規約はもちろんのこと各種規程・措置基準の適正な運用等について、不動産公正取引協議会連合会幹事会・通常総会等へ参加し、公正競争規約等の運用に係る諸問題・統一的な解釈について情報交換・共有を図る。

3 規約研修会の開催

改正公正競争規約等の周知徹底と遵守意識の啓発・向上を図るため、各構成団体において規約研修会を開催する。

また、より効果的かつ統一的な研修内容を提供するための研修ツールを検討する。

4 不動産広告一斉調査と違反事由の再発防止

各構成団体に協力を要請し、不動産広告一斉調査を実施する。

また、当地区における不動産広告の掲出傾向等を検証し、より効果的な不動産広告一斉調査のあり方を検討する。

5 おとり広告への対応

消費者庁から不動産公正取引協議会連合会への「おとり広告に対する取締り強化」の要請に基づき、特にインターネット上のおとり広告の取締りを強化し、違反のあった会員事業者に対しては適切な措置を講じる。

また、既に実施されている「ポータルサイト広告適正化部会との連携施策」(※おとり広告や不当表示等により措置を講じた会員事業者に対し、連携する不動産情報サイトへ

の物件情報等の掲載を一定期間停止する施策) について、実施に向けた調査・研究を継続して行う。

6 広告事前相談の実施

広く広告表示・景品企画の事前相談を受け付け、違反・不備広告の未然防止に努め、適正な公正競争規約の運用及び広告活動の推進に努める。

7 活動状況の周知・広報

一般消費者に対し、当協議会の組織・活動状況を「不動産公正取引協議会連合会ホームページ」等を通じて周知・広報する。

8 関係官庁・諸団体との連携

関係官庁及び他不動産公正取引協議会等との連携を密にし、公正競争規約の統一的解釈の普及・適正な運用に努める。